

令和4年 滑川町農業委員会 第8回総会 議事録

召集月日	令和4年8月16日(火)				
開 会	令和4年8月25日(木) 午前9時20分				
閉 会	令和4年8月25日(木) 午前10時10分				
議 長	北堀高茂	代理議長		仮議長	
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (14名中 14名出席、 0名欠席)					
1	神田徳子	出席	8	西澤 泉	出席
2	吉田 昇	出席	9	赤沼 裕	出席
3	齋藤哲男	出席	10	金子修治	出席
4	北堀 高茂	出席	11	杉田京子	出席
5	高柳幸夫	出席	12	宮島正重	出席
6	田幡只夫	出席	13	金井 茂	出席
7	贅田基司	出席	14	井上 富子	出席
農地利用最適化推進委員 (9名中 9名出席、 0名欠席)					
下福田	小林幸夫	出席	伊古	能見義夫	出席
上福田	堀口幸男	出席	中尾・水房	石川光男	出席
山 田	贅田昭雄	出席	羽尾1	大塚幹雄	出席
土 塩	杉田美信	出席	羽尾2	須澤郁夫	出席
和泉・菅田	紫藤清司	出席			
参 与 者			書 記	菅野真未	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第1により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員	10番	金子修治	11番	杉田京子	

第 8 回 総 会 審 議 議 案

日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 36 号	農地法第 4 条制限除外について
日程第 3	議案第 37 号	農地法第 3 条（委員会）について
日程第 4	議案第 38 号	農地法第 5 条（知事）について
日程第 5	議案第 39 号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
日程第 6	議案第 40 号	農地法第 5 条（届出）について

顛 末

○開 会

事務局 皆さん、おはようございます。定刻前ですが全員お集まりの様
ですので、令和4年第8回の農業委員会総会を始めさせて頂きたい
と思います。欠席者は農業委員、農地利用最適化推進委員、と
もにございませぬ。最初に北堀会長よりご挨拶を頂きたいと存じ
ます。北堀会長、宜しくお願い致します。

会 長 委員の皆さん、おはようございます。令和4年第8回の総会に
お忙しい中、ご出席頂きまして大変ありがとうございます。また
先日の8月22日は令和4年度農地利用最適化活動活性化研修会
にご出席を頂きまして大変ありがとうございました。今回の研修
の内容等をご理解頂いて、今後の私たちの活動に生かせればと思
います。私も色々と研修会等に出席していますが、やはり日本に
置かれた農業の課題は高齢化が一番の問題点であると思われま
す。

早いもので、先日まで残暑が厳しいと思っていましたが山田地
区では稲刈りをしたところがあり、もう新米の時季になったのか
と思いました。それでもまだ暑い日が続くと思いますので、健康
管理をしながら農作業をして頂ければと思います。

また、本日提案された議案ですが、慎重審議をお願いしまして、
私の挨拶とさせて頂きます。大変ありがとうございました。

事務局 ありがとうございました。それでは総会を始めさせて頂きたい
と思います。滑川町農業委員会会議規則第4条で、会長は会議の
議長となり議事を整理するとございます。北堀会長に議長をお願
いして進めて参りたいと思いますので、宜しくお願い致します。

議 長 はい。滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさ
せて頂きます。只今の出席委員は、14名中14名であります。滑
川町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達してお
ります。令和4年滑川町農業委員会第8回総会は成立を致しまし
た。これより開会致します。なお、本日の総会に農業委員会等
に関する法律第29条第1項の規定により農地利用最適化推進委員

の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9名中9名でございます。質疑がある場合は、挙手後、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて頂くことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号10番の金子委員さん、議席番号11番の杉田委員さんをお願い致します。なお、会議書記は事務局の菅野主事をお願い致します。以上で日程第1を終わります。

○議案審議

議 長 日程第2、議案第36号「農地法第4条制限除外について」を議題と致します。それでは、事務局より説明をお願い致します。

事務局 それでは事務局より議案第36号「農地法第4条制限除外について」をご説明いたします。今月の申請件数は2件、75.18㎡の転用申請が審査対象となります。申請番号1を説明させて頂きます。議案書は1頁、図面は議案第36号資料1-①から②をお手元にご用意下さい。番号1対象地は比企郡滑川町大字○○○字○○○×××番×××の一部、畑、農振地域内の農地、登記簿面積563㎡のうち56.53㎡になります。申請人ですが○○○町大字○○○×××番地×××、□□□様です。申請事由ですが、既存農業用倉庫の未手続が判明したが、農業経営に必要な施設であるため継続利用を認めて頂きたい、追認を頂きたいというものです。備考ですが農地法施行規則第29条第1項第1号に該当する案件で、2a未満の農業用施設として届出がされたものです。補足としまして、□□□様は議案第37号農地法第3条許可の申請者と同じ方となります。3条の農地取得の審査項目として、農地の適正利

用について確認したところ、既存農業用倉庫の未手続が判明したため、今回同時申請となっております。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございます。この件につきまして現地調査報告を班長さん、担当委員さん、及び、担当地区の推進委員さんよりお願い致します。

6 番 はい。4班班長の6番田幡只夫です。本件に対し農業委員5名、推進委員2名、計7名で8月20日土曜日午前8時30分より現地調査を行いました。調査内容の詳細につきましては、担当の赤沼委員よりご説明を申し上げます。宜しくお願い致します。

9 番 4班9番赤沼です。現地調査の結果につきまして報告致します。ただいま、班長から説明がありましたが、8月20日土曜日に現地確認を行いました。土地の所在等につきましては、先ほど事務局から説明のあったとおりでございます。申請地の位置は、〇〇〇の〇〇〇のところ左折しまして、約×××m行ったところを左折しまして、×××m程先のお宅でございます。届出の理由につきましては、理由書に基づきまして、説明をいたします。私は〇〇〇×××番地に住んでおり、水稻・野菜等を育てる農家を営んでおります。農業を主として営むようになり、少しずつ農業用の機械や資材を購入し、それを保管する場所が必要となり、現在の農業用倉庫を建ててしまいました。そういった中でたまたま知人から農地の取得について相談を受け、農地法による手続きが必要という事で農業委員会に相談したところ、農業用施設であっても農地に建設する場合に手続きが必要だったことを初めて知りました。自宅敷地内では農業用施設の増築が出来なかったこと、また農作業上の利便性の観点から、それぞれの作業がし易い場所において農業用施設を建設してしまいました。これらの施設は今後も農業を続けていくうえで、どうしても必要なものになりますので、認めて頂きますようお願い申し上げます。本来であれば農地法に基づく手続きを行うべきでしたが、私の認識不足等によりご迷惑をおかけすることになってしまい、大変申し訳ございません。今

後は、農地法をはじめ諸法令についてもきちんと確認し対応していくこととお約束いたします。このような内容でございます。現地を確認したところ、この農業用倉庫は建築してからかなり年数が経過した建物であります。倉庫の中には、トラクター、コンバイン等の農業機械や草刈り機等の農機具が置いてありました。また籾摺り機や米穀用の乾燥機などが設置されていて、これも農業を続けていく為には必要な施設であります。それから、既設の農業用倉庫で新たな工事等を行わないので、周辺への影響は少ないものと思われまます。本来であれば、農地法に基づいて、手続きをしてから建築すべきであります。本人の認識不足等の事情もありまして、今後は法令に基づき、きちんと対応するとのことあります。したがって、本案件につきましては、やむを得ないと考えています。以上で報告を終わります。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。他には。

推進委員 はい、〇〇〇担当推進委員の□□□です。先程農業委員さんから詳しい説明がありましたが、現地調査した結果やむを得ないと思いますので、ご審議のほどお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございました。只今、班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問がありましたら挙手をお願い致します。

それでは無いようですので、申請内容を承認し、受理とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、番号1については、承認と決定致します。

以上で、番号1を終わります。続きまして番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは申請番号2を説明させていただきます。議案書は同じく1頁、図面は議案第36号資料2-①から②をお手元にご用意下さい。番号1対象地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番の

一部、畑、農振地域内の農地、登記簿面積 1,496 m²のうち 18.65 m²になります。申請人ですが番号 1 と同じ申請人である□□□様と、○○○町大字○○○×××番地×××、□□□様です。申請事由ですが、既存農業用倉庫の未手続が判明したが、農業経営に必要な施設であるため継続利用を認めて頂きたい、追認を頂きたいというものです。備考ですが農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号に該当する案件で、2 a 未満の農業用施設として届出がされたものです。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんよりお願い致します。

6 番 はい。4 班班長の 6 番田幡只夫です。本件に対し農業委員 5 名、推進員 2 名、計 7 名で 8 月 20 日土曜日午前 8 時 30 分より現地調査を行いました。調査内容の詳細につきましては、担当の赤沼委員よりご説明を申し上げます。宜しくお願い致します。

9 番 4 班 9 番赤沼です。現地調査の結果につきまして報告致します。ただいま、班長から説明がありましたが、8 月 20 日土曜日に現地確認を行いました。土地の所在等につきましては、先ほど事務局から説明のあったとおりでございます。申請地の位置は、申請時の位置は、先ほどの案件の農業用倉庫の×××m 手前の畑の一部でございます。届出地、○○○×××番にある農業用倉庫は、申請者の父親が昭和 55 年以前に建てたもので、父親が亡くなった際に、兄弟の共有名義で相続をしたものです。届出の理由については、先程の案件とほぼ同様な内容となりますので省略させていただきます。現地を確認したところ、この倉庫は前の案件の農業用倉庫よりかなり古い建物であります。物置の中には、藁や野菜等の栽培に使う道具等が置いてあり、今後農業を続けていくためには必要な施設であります。本申請につきましても、先ほどの 1 番の案件と同様のケースでありまして、やむを得ないと考えられます。以上ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。他には。

推進委員 はい、〇〇〇担当推進委員の□□□です。先程の案件と同様、
現地調査した結果、建物も敷地内に建てられており、やむを得ない
と思います。ご審議の程お願い致します。

議 長 はい。ありがとうございました。只今、班長さん、担当委員さ
ん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。
これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問
がありましたら挙手をお願い致します。

それでは無いようですので、申請内容を承認し、受理とするこ
とに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 36 号番号 2 については、承認と決定
いたしましたので、宜しくお願い致します。議案第 36 号は以上と
なります。

議 長 続きまして日程第 3 議案第 37 号「農地法第 3 条(委員会)につ
いて」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より、議案第 37 号「農地法第 3 条(委員会)について」を
ご説明いたします。今月の申請件数は 1 件、合計 1,613 m²になり
ます。それでは申請番号 1 を説明、朗読させて頂きますので、議
案書の 2 頁、図面は議案第 37 号資料 1 と記載されているものを
お手元にご用意下さい。それではご説明致します。番号 1、申請
地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振
農用地、1,010 m²同じく×××番×××、畑、農振農用地、603 m²、
2 筆、合計 1,613 m²になります。譲渡人は〇〇〇町大字〇〇〇×
××番地×××、□□□様です。譲受人は先ほど追認ということ
で、農業用倉庫の審議を行った方と同じ申請者で、□□□様です。
申請者の町内の経営規模については、議案書記載のとおりです。
申請理由ですが、営農規模拡大のため、売買により農地の所有権
を取得したいというものになります。農地法第 3 条に関しては、
農業委員会で許可をすることになりますが、審査基準としまして

同法3条2項に該当した場合、法的に許可をしてはならないこととなります。それは、経営状況調査等をもとに判断となります。なお、貸付地2,538㎡については、中間管理機構を利用し、担い手への集積による貸付となります。取得する農地適正利用を含めての審査となりますので、ご審議のほど宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんよりお願い致します。

8 番 はい。3班班長の議席番号8番西澤です。8月20日土曜日午前10時より農業委員2名、農地利用最適化推進委員2名で、現地調査を行いました。詳細につきましては担当委員である宮島委員より報告致します。

12 番 はい、3班12番宮島です。担当より説明致します。只今班長より報告がありましたとおり8月20日に現地調査を行いました。申請地は〇〇〇の〇〇〇を〇〇〇へ向かい一つ目の信号を過ぎ約×××mの右側の住宅を挟んだ〇〇〇沿いです。譲受人の自宅から約×××キロの距離となります。境界は〇〇〇字〇〇〇××番×××、同じく×××番×××とも境界杭は確認でき、隣地と境ははっきりしていました。申請理由は理由書を読みたいと思います。このたび、農地法第3条の規定に基づく手続きを行う理由をご説明いたします。今回、農地を取得する経緯につきましては、土地の所有者である□□□様は農業経験が無く、耕作に必要な農機具等も持っていないため、自分で耕作することが難しく、たまたま知り合いである私に農地の利用について相談がございました。農業経営の規模を拡大したいと考えていたため、今回私が農地の取得をすることに決めました。私は、現在も農作物を耕作しており、妻も農作業を手伝ってくれるので、可能な限り農業を続けていきたいと考えております。こういったことから、今回の農地を譲り受ける話を了解し、農地法に基づき、許可をいただきたく申請をしたものです。こういった理由でございます。耕作状況についても調査致しました。畑にはスイカ、ネギ、里芋等が

作付けされていまして。田には水稻が作付けされていまして。田畑両方とも耕作管理がされていまして。今回の申請地にはスイカを作付けする予定だそうです。労働力については本人と奥さんでやっていくとのこと。農機具等の所有状況でございますが、トラクター、コンバイン、田植え機、乾燥機、籾摺り機、ハンマーナイフ等を所有しております。調査の結果、申請地までの距離も耕作可能距離で、この申請は妥当であると思われま。

議 長 はい、ありがとうございました。他に。

推進委員 はい、〇〇〇担当推進委員の□□□でございます。意見を述べさせていただきます。先程の宮島委員が申し上げたように、地理的条件、また申請者の所有する農地の管理状況、農機具等の装備の充実と、色々考えてみますと、問題点はなんら見当たらないというふうに思います。それで遊休農地が二筆解消されるものと期待されるので大変良い事と思います。以上です。

議 長 はい。ありがとうございました。只今、班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問がありましたら挙手をお願い致します。

それでは無いようですので、申請の通り許可相当とすることに賛成の方、挙手をお願い致します。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 37 号、番号 1 については申請のとおり許可と決定致しました。以上で、日程第 3 を終わります。

議 長 日程第 4、議案第 38 号「農地法 5 条(知事)について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第 38 号「農地法第 5 条(知事)について」をご説明いたします。今月の申請件数は 1 件、499 m²の転用申請が審査対象となります。番号 1 を説明、朗読させていただきます。議案書は 3 頁、図面は議案第 38 号資料 1-①から②と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号 1、申請地は比企

郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域内の農地、499 m²、になります。農地の区分は10ha以上の一団の連たん農地であるため、第1種農地と判断致します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は所有者と親族関係を有する者が専用住宅を建築する目的で、集落に接続する形で計画されるものであるため、例外規定の地域の農業の振興に資する施設と判断し、申請を受けております。申請人ですが譲受人は2名おまして、〇〇〇市〇〇〇×××番地×××（〇〇〇×××号室）、□□□様、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲渡人は譲受人と同じ方で□□□様となります。譲受人と譲渡人が同じ方となる理由につきましては、今回の申請地に、一部既存進入路が含まれております。資料1-②の図面をご確認いただきますと、申請地の右上部分に石積と書かれた部分があり、こちらは、申請地の北側にある□□□様の住宅への進入路となっております。そのため、進入路を利用している□□□様の追認申請と新たに分家住宅を建築する□□□様の連名での申請となっております。本来であれば、既存進入路部分については、分筆し□□□様で4条申請をいただくところですが、今回の申請地から□□□様の住宅は、道路を挟んだ向かい側にあり、道路を挟んでの住宅の敷地拡張ができないため、このような形での申請となっております。申請事由ですが、使用貸借権30年を設定し、昭和45年から利用している住宅進入路部分について、引き続き利用することを認めていただきたいという追認及び、新たに自己用住宅の建築するための転用をしたいという申請となります。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきまして、現地調査報告を担当委員よりお願いいたします。

6 番 はい。4班班長の6番田幡只夫です。本件に対し農業委員5名、推進員2名、計7名で8月20日土曜日午前8時30分より現地調査を行いました。調査内容の詳細につきましては、担当の赤沼委員よりご説明を申し上げます。宜しくお願い致します。

9 番 4班9番赤沼です。現地調査の結果につきまして報告致します。

ただいま、班長から説明がありましたが、8月20日土曜日に現地確認を行いました。土地の所在等につきましては、先ほど事務局から説明のあったとおりでございます。申請地の位置は〇〇〇を左折しまして、〇〇〇方面に向かって約×××km先の信号を右折しまして、〇〇〇方面に向かって約×××m先を右に入った所のお宅でございます。申請の内容は、使用貸借権を設定して畑を転用し、自己用住宅を建築するものでございます。申請の理由については、理由書に基づいて説明をいたします。現在私は〇〇〇市のアパートで、妻と子供2人の計4人で住んでおります。現在の間取りでは何かと手狭であり、自己居住用の専用住宅建設を決意した次第です。親に相談したところ、今回の申請地はどうかと提案されました。申請地は、父の所有する土地で、実家もすぐ近くにあります。将来は親の面倒を見る予定であり、具体的な場所と考えております。今回の申請地は42条2項に接道しており、道路内および交代部分および住宅地となる部分に石垣より階段があります。築造は昭和45年以前で、住宅への侵入路、畑への出入口となる階段です。農地に戻すためには、撤去しますと、住宅への出入りができない状態になります。本来であれば手続きを取ってなければならぬところ、無断で築造をしてしまいました。今後はこのようなことがないように充分注意をいたします。以上のような理由ですので、許可の方よろしくお願い致します。申請地は実家の前に隣接、平坦な道であります。その42条2項道路の道路を挟んですぐ裏に実家があるというような状況でございます。雨水については浸透枮を設置し宅地内処理とし、雑排水については合併浄化槽で処理し、U字溝へ放流する計画になっています。周辺の農地への影響は少ないものと考えられます。それから住宅建築に伴う資金計画書、排水放流同意書、農地転用に係る隣接地の同意書等も全部確認をしています。理由書にもありましたが、申請地は実家に近く、将来的に住宅を建てるには最適場所であるということです。したがって、本申請につきましては問題はなく、

やむを得ないものと考えられます。以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。他に。

推進委員 ○○○推進委員の□□□です。先程担当委員さんからの詳しく説明がありましたが、現地調査をした結果特に問題は見当たりません。ご審議の程宜しくお願ひ致します。

議 長 ただいま担当委員及び推進委員さんから、詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

それでは無いようですので、申請のとおりで、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、番号1については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付いたします。以上で番号1を終わります。日程第4議案第38号は以上になります。

議 長 日程第5、議案第39号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について」を議題と致します。事務局より、説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第39号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定)」をご説明いたします。議案書の4頁、議案第39号資料をご用意ください。それでは表紙を1枚めくってください。今回は2筆1,225㎡となります。内訳は6年・賃借2筆1,225㎡となります。詳細につきましては、もう一枚めくっていただいた頁以降の調書に、借り手、貸し手、土地の所在等をまとめております。本計画において、町農政部局より農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていることを確認している旨の報告も受けております。ご審議を宜しくお願ひ致します。

議 長 事務局より説明が終わりました。それでは審議を行います。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら、挙手をお願い

します。

それでは無いようですので、この件について計画案に承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

全員賛成ですので、議案第 39 号については、すべて計画通り承認することに決定いたしました。日程第 5 は以上になります。

議 長 日程第 6、議案第 40 号「農地法第 5 条届出について」を議題といたします。事務局は説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第 40 号「農地法 5 条(届出)について」を説明致します。議案書の 5 頁、議案第 40 号資料と記載されているものをご用意下さい。今月の届出案件は 1 件、1,006.52 m²になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第 3 条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明、朗読をさせていただきます。番号 1 ですが所在地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、1.52 m²、外 2 筆、合計 1,006.52 m²になります。位置については議案第 40 号資料 1 をご確認ください。届出者ですが〇〇〇町〇〇〇×××番地×××、□□□です。届出事由は売買により所有権を取得し、駐車場として利用する為、転用したいというものです。補足として市街化区域内の農地であり、受理状況は備考のとおりです。報告は以上になります。

議 長 事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見、ご質問がありましたら挙手をお願いします。それではないようなので議案第 40 号の質疑を終了致します。日程第 6 は以上になります。

議 長 本日の総会に付議された議案は全て終了致しました。それでは、閉会にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(委員より異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会、令和 4 年第 8 回総会は、閉会することに決定致しました。ご協力ありがとうございました。

した。

事務局 北堀会長、議事進行お疲れ様でございました。委員の皆様におかれましても慎重審議をありがとうございました。それでは、総会の方を終了させていただきます。神田職務代理より閉会のご挨拶の方をお願い致します。

職務代理 はい。何かとお忙しい中、ご出席頂き、慎重審議をありがとうございました。令和4年第8回総会を閉会致します。お疲れ様でした。

会長 どうもありがとうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和4年9月27日

議 長 北堀 高茂

署名委員 金子 修治

署名委員 杉田 京子